

琉球大学学術リポジトリ

海外拓殖資料第九號 兵士の農夫としての定住

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 表紙に「謹呈」の印あり贈呈」の印あり。ドイツ新国防 軍身分保証法 財團法人拓殖奨励館調査部 資料形態 : A4 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/38348 |

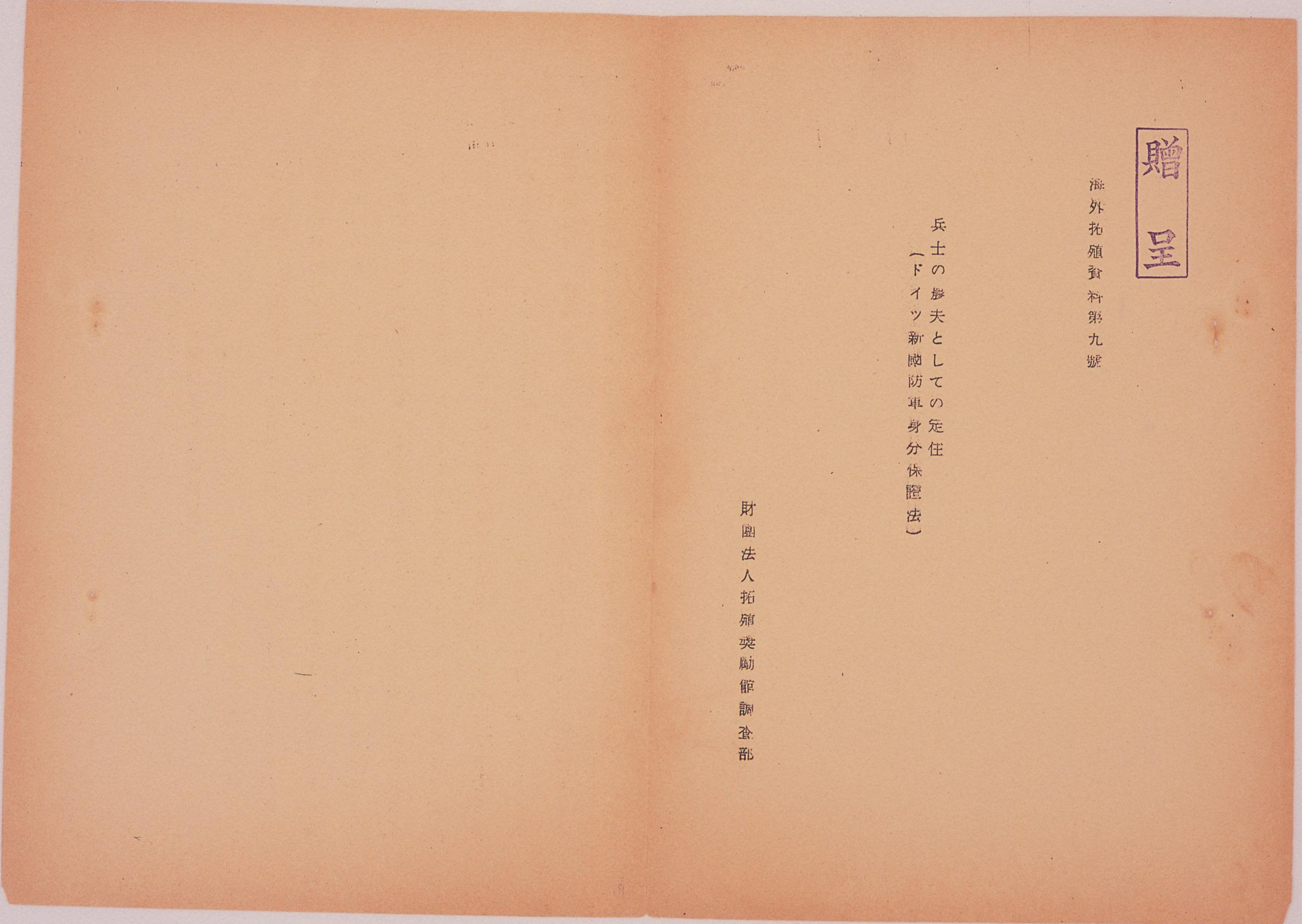
矢内原忠雄文庫

| | |
|--------|--|
| 史料名 | 海外拓殖資料第九號 兵士の農夫としての定住 (ドイツ新國防軍身分保證法 財團法人拓殖獎勵 館調査部) |
| 封筒番号 | 456 |
| 原文所所蔵者 | 琉球大学附属図書館 |
| 撮影年月日 | 平成 17 年 11 月 21 日 |
| 撮影者 | 富士写真フイルム 株式会社 |
| 備考 | |

矢内原忠雄文庫

封筒番号：456

| | |
|---------|--|
| 史料名 | 海外拓殖資料第九號 兵士の農夫としての定住(ドイツ新國防軍身分保證法 財團法人拓殖獎勵館調査部) |
| 資料形態 | A4 |
| 枚数 | 7 |
| 页数 | 14 |
| 縦 (cm) | |
| 横 (cm) | |
| 厚さ (cm) | |
| 書誌的事項 | 植民 表紙に「謹呈」の印あり贈呈」の印あり 今泉分類記号：P |

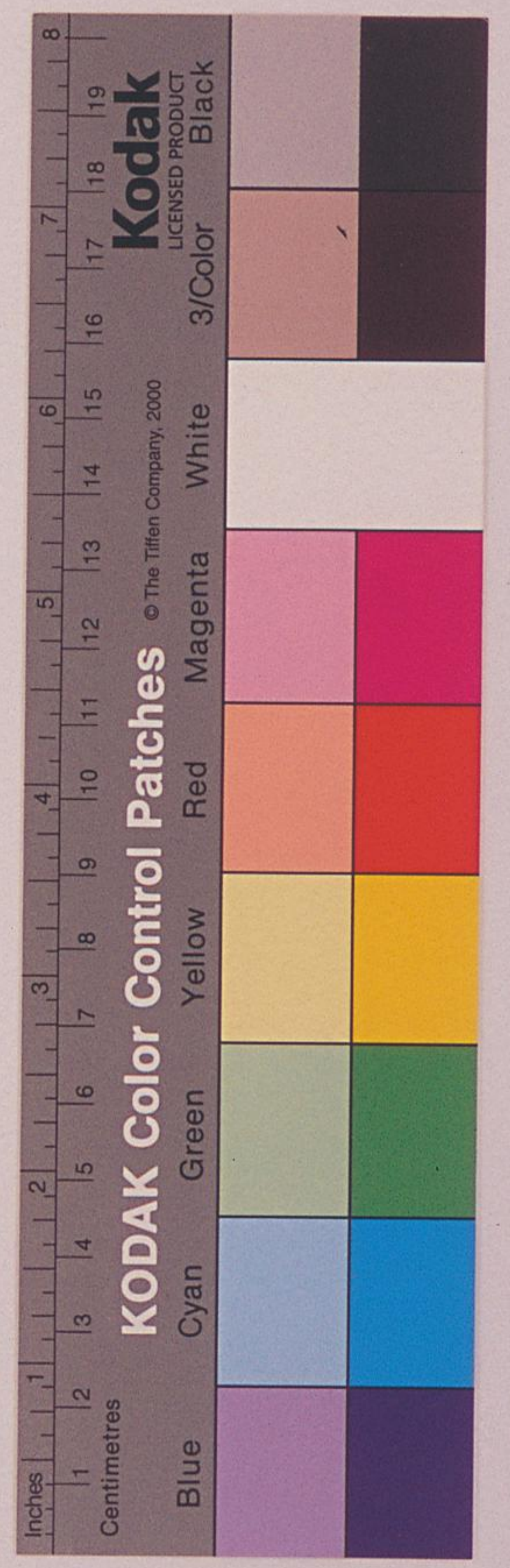


贈
呈

海外拓殖資料第九號

兵士の参夫としての定任
(ドイツ新陸防軍身分保證法)

財団法人拓殖奨励館調査部



1/12

兵士の農夫としての定任
(ドイツ新國防軍身分保證法)

フリードリヒ・ゼーネルト

軍隊にとつて有能な下士官が必要なることはいふまでもない。戦時及び平時に於ける諸経験はこのことを明白に示してゐる。下士官は職業兵であるが、しかしそれは彼等の生涯の一定の期間だけである。彼等は普通十二年の任期の後、勇盛の時期に除隊して市民的職業につく。軍隊が貴重な下士官の補充を久しさにわたつてなしうるのは、たゞこれらの人々が彼等の離任後確實な地位に就くといふことを知つて居る場合だけだといふことは極めて明瞭である。だから國家は下士官の世話をして、彼等を市民的職業に就かせたり、また任期中彼等にそのための豫備教育するといふことを名譽な義務だとなしてゐる。ところ

二で、どんな職業が下士官に歓迎せられるであらうか。

プロシヤ獨乙軍に於て下士官の生活保證がなされて以來、官途に就くことが最も自然なものとされた。

今日でもなほ下士官は官職を熱望してゐるし、大多數の者は官吏にならな^しか^し官吏になら^なら^ないばかりでなく、元の職業に忠實ならんに欲する有能な人士は、若し元の職業への復歸の途が鎖されてゐるならば下士官となることが出來ないだらう。だから國防軍では、この職業に所屬する人々を更に教育するため、技術的及び農業的職業の爲の養成の設備をした。しかし技術者がなほ著しく官吏として地位を求めてゐる間は、農業出身の兵にはその可能性が開かれてゐない。といふのは農業教育を施された官吏の地位が少いからだ。だから以前農業に従事してゐた下士官を獨

立農民にするといふことが問題になる。

これらの下士官たちは農業の如何なる方面から出てゐるのか。多くは土に愛着をもつ勤勉な人間として向上をねがふ農業労働者であるか、或ひは農場を買つたり移住したりするために必要な資本をもつてゐない農家の次男三男である。農夫となるべき道が彼等に鎖されてゐるとすれば、その結果は何うであらう。彼等は他の職業に轉じ、恐らく官吏か従業員になり、農業は貴重な力奪はれてしまつた。人々は盛んに離村即ち農業からの逃避を嘆じてゐる。しかし人々はかかる離村を誘導するやうなあらゆる理由をもちあはせてゐる。このことは事情を知るものには全く明かなことである。即ち離農の主要原因は榮達の可能の少いことである。農業は久しきにわたつてこの離村を耐へることは

四 出来ない。年の経過の中には農業は没落の道程を辿らねばならない。農業が先づ損害をうけるが、しかし次には全國民經濟が害はれることになる。

農夫となるには資本を持たねばならぬ。農業労働者や農家の次男三男は資本を持合はさぬ。國家はそのやうな希望を十分にかなへることは出来ない。だから榮達を志す若人には、農業に背を向けるより外に仕方がない。人々にはたゞ労働局に相談を持ちかけるより仕方がない。離村が今なほ後退しないといふことをきいて人々は大打撃を蒙る。國防軍へ入隊するまでこのやうな努力を農業に止めて置くことが出来るならば、それで既に多大の收穫があるであらう。

この目的を達することは、國防軍によつて助成することが出来る。

若い農業労働者が将来國防軍を経て農夫となれることを知っており、また農家の次男三男もさういふことを知つてゐるならば、彼等は何をなすべきかを熟慮するであらう。その時には彼等は兵役期間が長くてこの目的を追求することを容易にはやめないであらう。

最初の國防軍屯田兵は一九二七年以來始めて設定せられた。このやうな農夫の騷しいことが判明した、一九二七年直後の農業疲弊時代にも拘はらず、ほんの小部分が離村を余儀なくせられたゞけであつた。その原因は多くは人にあるのではなくて、不都合な經濟事情にあるのである。もし不都合ありとすれば、その理由は大抵農業出身ではあるが、しかし十二年の兵役期間に少しも農業上の教育を受けなかつた人五々が、より早く任命せらるべきであつたといふことである。

六 我が農業労働者移民の中には有能な農夫が居るといふことが何よりも明らかになつた。とひ彼等が自由な土地の自由人であつても、彼等は今日自分の地位を官吏の地位ととりかへはしないであらう。彼等は困難な數年を送つた。しかし彼等はそれを克服し、その事業を向上させた。ヒットラー總統によつて政權の引繼が行はれて以來、農業事情は根本的に改良せられた。それはまた一九三三年以來定められた國防軍屯田兵を利した。そのうちに高い地代は耐え得られる程度に引下げられた。勿論過去數年間に家屋及び家財は騰貴した。それはもはや農場設置に必要な退職金と不均衡であつた。その結果は農業教育を申込む兵の數が減少したことであつた。新國防軍身分保證法はその救済策を講じた。教育と退職金とが新たに規定せられた。

農業出身で農夫志望のすべての下士官は、二年間農業教育に服さねばならない。退職金は引上げられたが、それを受取るのは、彼が陸軍農業専門學校を卒業して、新しい農夫になるとか、或は既存の農場を買ふとか、婿入りするとか、両親の經營を相続するとかいふ場合に限られる。農業學校附屬の農場で彼は兵役の第十一年目に一年實習をしなければならぬ。彼は仕事に必要な忍耐力のあることを示さねばならない。不適當だとわかれば誰でも、第一年目に除名せられる。なほ彼は官吏になるべき準備をなすことが出来る。

しかし彼が勞働することが出来るといふことだけが問題なのではない。彼は獨立して農業經營をなす能力を有するため、實習場で農業經營を指導される。第二年目に（兵役第十二年目）に彼は理論的な授

八 業を受けるが、その場合に實際は決して輕んじられることはない。

農業教育も重要であるが、兵が必要な資金を有してゐることも重要である。この見地から一九三八年十月一日に效力を發生した新國防軍身分保證法は、變化した經濟狀態を考慮に入れて退職金を本質的に増額した。今や新しい農場が一般に擴大せられ、比較的の不毛な東部地方において特に擴大せられつつあるといふことから、右の増額は必要であつた。そのうへ、農夫になる兵には、新しい土地への移轉料が與へられ、また官吏と同様に三年間の育児扶助料を受取るのである。

新國防軍身分保證法に於ては移住は一層有利になつてゐる。特に國境地域への移住に對して刺激が與へられてゐる。この法律の第三五條により新しい農夫の地位を受け繼ぐ兵は、一三、二〇〇ライヒスマル

クを退職金として受け取る。國境地域の場合には一六、二〇〇マルクを支給される。

農家への婿入り、親の農場の相続、既存の農場の賃借若しくは購入の場合には、一、二〇〇ライヒスマルクが支給される。この退職金は削引きせられることなく、また所得税を免除せられる。

多大の現金を要する既設農場の購入の場合に、第二抵當權設定を容易ならしむるため、抵當權が地價見積の四分の三以内にあるときには國家は保證を與へる。このやうにして國庫は缺損を免れ、借主は普通の利率で貸金を得られる。

ところで、兵が退職金を支給されるのは、それを着服するためで九はなくて、自力で事業に投資するためである。一般に彼等は自分の狭

一〇は故郷に定住することは出来ないのであらう。彼等は風土や地勢など、多かれ少かれ未知の土地に行く。従つて彼は油断してはならない。さうせれば彼は高い授業料を支拂はねばならない。何故なら經營に最も適した土地を新環境の地で直ちに見出すことは、長年の經驗を有する有能な地主にとつてさへも、簡単なことではない。農場の選擇や組織にあつて兵が大きな誤りをしないやうにするために、國防軍及び農工省の所屬相談所が援助を與へる。新農夫階級への支拂は移住會社に直接に動渡される。同様に動産及び不動産の購入の爲の資金も差當り支給を停止されてゐる。それらは農場顧問の同意をまつて振り向けられる。既存農場購入の場合もそれと同様である。それによつて誤つた投資が行はれないやうにされてゐる。たゞ親の經營の相続や婿入りの場

合には、交附金が合目的に使用されるといふことを父親や養父が注意するといふ想定の下に兵に手渡される。

しかし農場経営の初期には、兵は種々の助力や助言を與へるやうな確實な顧問を要する。

だから法律にはすべての新農夫、購入者、或は小作人は五年間農場顧問に指導せらるべきことが規定されてゐる。

(ノイエス・バウエルントウム、一九三八年十二月號)